

農林水産部

随意契約件数

23件

金額

221,532,464 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1 農林水産研究指導 センター農業研究 部果樹グループ	試験研究補助業務委託(津久見)	令和7年4月1日	大分県臼杵市板知屋1257-1	公益社団法人 臼津地域シルバー人材センター	2,681,616 円	①本業務は、果樹グループの圃場等における試験研究に伴う業務を円滑に推進するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、農作業経験のある者が適しており、特に圃場内での試験研究補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは、公益法人臼津地域シルバー人材センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2 農林水産研究指導 センター農業研究 部果樹グループ	試験研究補助業務委託(国東)	令和7年4月1日	大分県国東市安岐町下山口38-1	公益社団法人 国東市シルバー人材センター	2,596,608 円	①本業務は、果樹グループの圃場等における試験研究に伴う業務を円滑に推進するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、農作業経験のある者が適しており、特に圃場内での試験研究補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは、公益法人国東市シルバー人材センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3 森林保全課	令和7年度森林づくりボランティア 支援センター事業委託業務	令和7年4月1日	大分県大分市高崎3丁目6-11	特定非営利財団法人 グリーンインストラクターおおいた	3,267,000 円	①本業務は、森林ボランティア情報の収集・発信等を行う森林づくりボランティア支援センターの運営を行うものである。 ②これを行うためには、森林ボランティア活動や森林環境教育に深い知識を持つ会員を県下各地に持ち、県内の森林ボランティア団体との連携が強く、事業執行が担保できる法人組織であることが必要である。 ③上記能力を有する者は特定非営利活動法人グリーンインストラクターおおいたのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4 森林保全課	令和7年度森の先生派遣事業委 託業務	令和7年4月1日	大分県大分市高崎3丁目6-11	特定非営利財団法人 グリーンインストラクターおおいた	7,670,000 円	①本業務は、県内各所において森林・環境体験活動を行う「森の先生」の派遣を行うものである。 ②これを行うためには、森林体験活動や森林環境教育に深い知識と経験を持つ会員を県下各地に持ち、県内の野外活動を行う団体や森林環境教育指導者などの連携が強く、事業執行が担保できる法人組織であることが必要である。 ③上記能力を有する者は特定非営利活動法人グリーンインストラクターおおいたのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5 水産振興課	令和7年度種苗生産等委託	令和7年4月1日	大分県国東市国東町鶴川1006番地の1	公益社団法人大分県漁業公社	61,407,000 円	①本業務は、栽培漁業の推進に向けた種苗放流を行うものである。 ②公益社団法人大分県漁業公社は県内の栽培漁業の推進に必要とする放流及び養殖用種苗生産を目的として設立された公益社団法人であり、技術開発が行える県内唯一の機関である。 ③上記の放流用種苗を生産する機関については他県にも同様の公益社団法人があるが、県外の種苗の供給には対応していない。 ④以上のことから、放流用種苗の生産に対応できる機関は公益社団法人大分県漁業公社以外にはない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
6 農林水産企画課	令和7年度農業農村整備標準積算システム大分県補助版運用保 守契約	令和7年4月1日	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	一般社団法人 農業農村整備情報総合センター	6,138,000 円	①本業務は、本県にて導入している標準積算システム大分県補助版の運用保守を行うものである。 ②このシステムは、農林水産省が自ら積算業務に使用することを目的として開発されたものであり、このシステムを都道府県版に改変・配布する必要がある。 ③上記使用許諾を有する者は一般社団法人農業農村整備情報総合センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
7 農林水産企画課	令和7年度農業土木標準積算シ ステム基準データ作成委託契約	令和7年4月1日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	25,520,000 円	①本業務は、本県にて導入している標準積算システムの基準データの作成・改訂等を行うものである。 ②このシステムは、外部に非公表のデータを含み、これらのデータ作成・改訂作業は、農業土木における設計積算実務経験を有し、流出・損失防止が確立された機関で行う必要がある。 ③上記を満たす者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

23件

金額

221,532,464 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
8 農林水産企画課	令和7年度森林土木積算システム運用保守・維持管理委託契約	令和7年4月1日	熊本県熊本市中央区八王寺町30-1 メイン プレイス熊本南4階	株式会社ティーユーシー	2,043,800 円	①本業務は、平成8年度から本県にて導入している森林土木積算システムの運用保守・維持管理を行うものである。 ②このシステムは、森林土木事業の設計積算業務の効率化を図るために導入されたものであり、機能追加や環境設定等プログラム上の仕様変更に係わるものに対応やメンテナンス、利用者支援として操作などに関する電話での問合せ対応、単価データ改定作業の維持管理業務等が必要である。 ③上記を行える者は、唯一使用権を有している株式会社ティーユーシーのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
9 新規就業・経営体 支援課	令和7年度金融機関等と連携した 企業の農林水産業参入意向調査 委託業務契約	令和7年5月8日	大阪府大阪市西区土佐堀二丁目二番四 号	株式会社日本総合研究所	6,189,700 円	①本事業は経営力および資本金のある企業を大分県への農林水産業参入を図るため、金融機関等と連携し、企業への誘致戦略の提案を実施し、効果的な誘致活動をすすめることを目的とした事業である。 ②これを行うためには、下記の条件を満たす必要がある。 ・大企業に対する新規事業にかかる提案実績が多数あること ・大手金融機関との連携が図れること ・農林水産業参入にかかる豊富な知見を有すること ③株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ会社である株式会社日本総合研究所は豊富な新規事業開発にかかる実績があり、本来の業務でも企業の農林水産業参入企画の支援をしているなど密接な関係を持っている。また、昨年度に農業参入にかかる効果的な提案資料作成を実施するなどノウハウを有していることから、当該業務を効果的かつ効率的に実施できるのは、株式会社日本総合研究所のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
10 畜産振興課	特定家畜伝染病防疫資材の備蓄 に係る貸借契約	令和7年4月1日	福岡県北九州市小倉北区東篠崎3丁目6 番27号	九州航空株式会社	1,617,000 円	①本業務は、家畜伝染病発生時に防疫資材を簡易的に緊急搬送可能にするため実施するものである。 ②令和6年度に県内に4か所ある家畜保健衛生所から備蓄資材を賃貸借した倉庫(九州航空倉庫)へ集約しており、事業目的を達成するためには、今年度も引き続き九州航空倉庫を利用する必要がある。 ③そのため、九州航空株式会社と倉庫の賃貸借にかかる随意契約を締結するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
11 畜産振興課	令和7年度大分県畜産コンサル タント委託事業	令和7年4月1日	大分県大分市古国府六丁目4番1号	公益社団法人大分県畜産協会	2,643,000 円	①本業務は、技術の高度化に対応できる経営体を育成するため、生産技術や経営管理技術等の畜産経営に係る総合的な指導・支援を実施するものである。 ②これを行うためには、高度な経営分析に基づく財務管理や生産技術の改善指導や畜産関係情報体制の整備等に精通している必要がある。 ③上記専門知識や有資格者を有する者は、畜産農家の経営診断を主要業務としている県下唯一の専門機関である公益社団法人大分県畜産協会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
12 農地・農村整備課	R7防ため管ため池サポートセン ター業務委託	令和7年4月10日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	9,900,000 円	①本業務は、ため池管理者からのため池の保全管理に関する問い合わせや市町村が実施するため池防災工事等に関する問い合わせ等に対する相談窓口を設置するためのものである。 ②本業務の遂行には、県内のため池に関する各種情報や防災対策手法等を熟知し関係市町村との調整力を有していることが必要である。 ③大分県土地改良事業団体連合会は、県が調査してきた膨大な数のため池の各種データを管理する「ため池防災システム」の県・市町村以外では唯一の利用登録者であり、システムに蓄積された各種データに基づく専門的な指導、助言等の援助を行うことができ、ため池改修等に必要事業計画の策定に数多く関与してきており防災工事の手法等に精通している唯一の団体である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
13 農地・農村整備課	令和7年度災害復旧事業事務シ ステム 保守管理委託業務	令和7年4月17日	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	一般社団法人 農業農村整備情報総合センター	3,564,000 円	①本業務は令和7年度災害復旧事業に使用する災害復旧事業事務システムの保守管理及びシステム自体の改正等を行うものである。 ②これを行うためには災害復旧事業事務システムを使用できる必要がある。 ③災害復旧事業事務システムの著作権を有するものは一般社団法人農業農村整備情報総合センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

23件

金額

221,532,464 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
14 林務管理課	令和7年度 林業機械実演会開催 業務委託	令和7年4月25日	大分県大分市花園二丁目6番46号	公益財団法人森林ネットおおいた	3,487,000 円	①本業務は、林業経営体が導入を検討したい機器や、導入により改善が期待できる機器が林内に一堂に会し、実際に立木の伐採や通信・運搬などの作業を実演する場を設け、林業経営体の具体的かつ効果的な導入検討や、機器の開発や改良要望を直接メーカーに伝える機会として、林業機械実演会を開催するものである。 ②林業機械実演会の効果的な開催のためには、国内外の類似の展示会などの視察を重ね、開催方法に習熟し、参加者の視点を熟知した者が行う事が望ましく、加えて県内の林業経営体への情報周知や案内に長けている必要がある。また、林業機械実演会の開催の効果を最大化し、安全管理を徹底するためには、国内の林業機器に精通し、メーカーと緊密な連携を図ることができる者が行う必要がある。 ③上記技術を有する者は公益財団法人森林ネットおおいたのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
15 森林保全課	令和7年度森整第1号 県営採種園・採種園維持管理業務	令和7年4月16日	大分県大分市花園2丁目6番51号	大分県樹苗生産農業協同組合	2,589,400 円	①本業務は、県営採種園・採種園の維持管理のため、下刈、剪定、剥皮保護ネットの設置等を行うものである。 ②この作業を行うには、種子や穂木の採取の効率性、採取母樹の健全な育成に関わるため、採取作業自体に精通している必要がある。また、剪定作業については、その後の伸長等を見越した技術が必要である。 ③上記の技術を有する者は大分県樹苗生産農業協同組合のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
16 漁業管理課	連続流れ方式栄養塩分析装置購入契約	令和7年4月1日	福岡県福岡市博多区店屋町1-35	三菱HCキャピタル株式会社九州支店	2,200,000 円	①本業務は、環境変化対応型養殖推進事業において、赤潮の主な発生原因である海水中の栄養塩を測定するために、測定機器を購入するものである。 ②これを行うためには、昨年度までリースをしていた連続流れ方式栄養塩分析装置が必要である。 ③上記装置を有する者は三菱HCキャピタル株式会社九州支店のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
17 漁業管理課	令和7年度漁業取締船燃料(免税軽油)購入の単価契約	令和7年4月1日	大分県大分市中央町2-9-24 大樹生命大分ビル7F	株式会社ENEOSモビリア九州支店	15,071,100 円	①本業務は、本県所有の漁業取締船舶に使用する燃料(免税軽油)の購入を行うものである。 ②これを行うためには、停泊所の給油において特殊な小型ローリー車及び燃料タンク給油口に緊結できる結合金具等の所有が必要である。また、緊急時の給油への対応も必要である。 ③上記の条件を満たしているのは、株式会社ENEOSモビリア九州支店及び株式会社アークの2者のみである。 ④単価契約:137.01円/L(税込)	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
18 漁業管理課	令和7年度漁業取締船燃料(免税軽油)購入の単価契約	令和7年4月1日	大分県大分市新川西一丁目6番12号	株式会社アーク	15,619,140 円	①本業務は、本県所有の漁業取締船舶に使用する燃料(免税軽油)の購入を行うものである。 ②これを行うためには、停泊所の給油において特殊な小型ローリー車及び燃料タンク給油口に緊結できる結合金具等の所有が必要である。また、緊急時の給油への対応も必要である。 ③上記の条件を満たしているのは、株式会社ENEOSモビリア九州支店及び株式会社アークの2者のみである。 ④単価契約:137.01円/L(税込)	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
19 水産振興課	令和7年度大分県保護水面管理委託事業	令和7年4月1日	大分県大分市府内町3丁目5番7号	大分県漁業協同組合	2,430,000 円	①本業務は、大分県知事が指定した水産動植物の保護培養のため採捕を制限している保護水面区域(県内海面14箇所)の現地巡回による監視を行うものである。 ②これを行うためには、海面の保護水面は大分県漁業協同組合の共同漁業権内に指定されており、共同漁業権であり、かつ保護水面区域であることを十分認識し、現地の把握ができること、また、監視のため船舶等を整備していることが必要である。 ③上記の資格および技術を有する者は大分県漁業協同組合のみである。 ※保護水面の定義は水産資源保護法第17条の規定のとおり。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
20 水産振興課	令和7年度大分県漁業指導監督用海岸局業務委託	令和7年4月1日	宮崎県日南市大字下方字外浜2361番地1	宮崎県無線漁業協同組合連合会	5,891,600 円	①本業務は、海上における安全操業、安全航行の確保という重要なものである。 ②これを行うためには、大分県漁船が必要とする情報を的確に提供できる十分な体制を備えた無線局でなければならない。 ③このような条件を備えた無線局は宮崎県無線漁業協同組合連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
21 水産振興課	令和7年度海域戦略魚種増殖モデル構築事業 漁場環境整備委託業務	令和7年4月1日	大分県大分市府内町3丁目5番7号	大分県漁業協同組合	8,794,100 円	①本業務は、放流種苗の保護・育成を促進するため、放流場所や放流種苗が成長後に移動・滞留する漁場の環境整備を委託するものである。 ②これを行うためには、海域毎に異なる海底地形や潮流等を熟知した人員と地先環境に適した多数の作業船舶が必要である。 ③上記の要件を備えた相手方は、大分県漁業協同組合のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
22 水産振興課	令和7年度海域戦略魚種増殖モデル構築事業 拠点放流種苗生産委託業務	令和7年4月1日	大分県国東市国東町鶴川1006番地の1	公益社団法人大分県漁業公社	9,262,900 円	①本業務は、効果的な資源造成により水産資源の回復を図るため、環境整備を行った海域ごとの放流適地にて、戦略魚種の種苗を集中的に放流する「拠点放流」に必要な種苗の生産や標識付け、運搬を委託するものである。 ②これを行うためには、性質が大きく異なるクルマエビ・マコガレイ・マダイ・イサキそれぞれに対応した高度な種苗生産技術と大量生産・供給能力、腹臍除去標識技術等が必要である。 ③上記の技術等を有する者は公益社団法人大分県漁業公社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
23 水産振興課	オキシソリン酸のヒラメにおける残留性試験 (GLP試験) 委託業務	令和7年4月14日	東京都千代田区九段南一丁目6番5号	共立製薬株式会社	20,949,500 円	①本業務は、オキシソリン酸のヒラメのエドワジエラ症に対する適用拡大を目指し、農林水産大臣への動物用医薬品承認申請を行うために残留性試験を行うものである。 ②動物用医薬品承認申請は申請する薬剤の製造メーカーでなくては申請できず、書類の作成にも高度な技術と知識が必要である。さらに、残留性試験は医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令 (以下、GLP) に適合した施設での実施が必要であり、申請者自身が企画して実施しなければならない。 ③共立製薬株式会社は、水産用医薬品のオキシソリン酸を製造するメーカーのうち、農林水産省消費・安全局の仲介のもと大分県の本取組に賛同し、共同実施体制を組んで国の補助事業を受けて取組んでいる。以上から、同社は委託予定期間内にGLP試験を一貫して企画でき、課題解決に向けて迅速に対応できる唯一の専門機関であるため、随意契約とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号